別表第２

建設特定活動に係る不正行為
（略）
18　受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為を行った場合、実習認定の取消し等を受けた場合又は建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為
（略）
23　特定監理団体が、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は監理許可の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為

附　則

１　この告示は、平成二十九年十一月一日から施行する。

２　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の外国人建設就労者受入事業に関する告示（以下「旧告示」という。）第５の１の規定による申請若しくは第５の３の規定による認定に係る申請がなされ、又は旧告示第５の２の規定（第５の４において準用する場合を含む。）により認定を受けている適正監理計画に基づき平成三十年三月三十一日までに就労を開始する外国人建設就労者については、この告示による改正後の外国人建設就労者受入事業に関する告示第５の２⑷の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省告示第九百四十八号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

独立行政法人都市再生機構法（以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市地域住宅等供給促進法」という。）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率（以下「支払金の支払期間等」という。）は、次の表のとおりとする。

支払期間	据置期間	利率	
		据置期間中	据置期間後
（略）	（略）	○・一五パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	○・一五パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

備考

１　（略）

２　（略）

改　正　前

独立行政法人都市再生機構法（以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市地域住宅等供給促進法」という。）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率（以下「支払金の支払期間等」という。）は、次の表のとおりとする。

支払期間	据置期間	利率	
		据置期間中	据置期間後
（略）	（略）	○・三パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	○・三パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

備考

１　（略）

２　（略）

別表第２

建設特定活動に係る不正行為
（略）
18　受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為を行った場合又は建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為
（略）
23　特定監理団体が、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為